

地方職員共済組合における特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

(平成 28 年 3 月 7 日)

一部改正 (令和 6 年 6 月 13 日)

1 特定個人情報等の保護に関する考え方

地方職員共済組合（以下「組合」という。）は、「行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）に定められた事務において個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を取り扱う。

番号法においては、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制、取扱規程等を整備し、職員等に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

2 特定個人情報等の保護方針

(1) 法令遵守

組合は、特定個人情報等の取扱いに関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守する。

また、番号法に定める個人番号利用事務及び個人番号関係事務の範囲内で特定個人情報等を適正に取り扱う。

(2) 安全管理措置

組合は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適正な収集・保管・利用・廃棄、目的外利用の禁止

組合は、番号法に定められた事務のうち、あらかじめ公表している利用目的の達成に必要な範囲内で、特定個人情報等を適正に利用、収集、保管及び提供するものとし、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託・再委託

組合は、特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託先を含む。）において、番号法に基づき組合自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行う。

(5) 継続的改善

組合は、特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 特定個人情報等の取扱いに関するお問合せ・苦情受付窓口

地方職員共済組合地方共済事務局総務部管理課

電話番号 03-3261-2731

平成28年3月7日

地方職員共済組合